

社会福祉法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化、介護人材の確保を推進するための取組の拡充、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等の措置を講ずること。

第二 社会福祉法の一部改正

一 社会福祉法人の福祉サービスを提供するに当たつての責務

社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たつては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないものとする。こと。（第二十四条第二項関係）

二 社会福祉法人の経営組織の見直し

1 評議員、理事、監事及び会計監査人の資格、職務及び責任並びに評議員、評議員会、理事、理事会、監事及び会計監査人の権限に関する規定の整備を行うこと。（第三十六条から第四十五条の二十二

まで関係)

2 社会福祉法人は評議員会を置かなければならないものとし、評議員会において、理事、監事及び会計監査人の選任等の重要事項の決議を行うものとする。 (第三十六条第一項、第四十三条第一項、第四十五条の八等関係)

3 一定規模以上の社会福祉法人は、会計監査人を置かなければならないものとする。 (第三十七条関係)

4 清算に関する規定の整備を行うこと。 (第四十六条の三から第四十七条の七まで関係)

5 合併に関する規定の整備を行うこと。 (第四十八条から第五十五条まで関係)

6 その他所要の規定の整備を行うこと。

三 社会福祉法人の事業運営の透明性の向上

1 何人も閲覧の請求ができることとする等、定款、計算書類、事業の概要を記載した書類等の備置き及び閲覧等に係る規定を整備すること。 (第五十九条の二等関係)

2 社会福祉法人は、定款、計算書類、事業の概要を記載した書類等を公表しなければならないものと

すること。（第五十九条の二第一項関係）

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

四 社会福祉法人の財務規律の強化

1 社会福祉法人は、評議員、理事等の関係者に対し特別の利益を与えてはならないこととすること。

（第二十六条の二等関係）

2 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならないものとする。 （第四十五条の三十五第一項及び第五十九条の二第一項関係）

3 毎会計年度、純資産の額が事業の継続に必要な額を超える社会福祉法人について、社会福祉事業又は公益事業の既存事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、所轄庁の承認を受けなければならないものとする。 （第五十五条の二第一項関係）

4 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、社会福祉事業等、地域公益事業（公益事業であつて、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対して、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものをいう。）、その他の公益事業の順に検討し

、記載しなければならないものとする。 (第五十五条の二第四項関係)

5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、公認会計士、税理士等の財務に関する専門的な知識経験を有する者及び事業区域の住民その他関係者の意見を聴かなければならないものとする。 (第五十五条の二第五項及び第六項関係)

6 その他所要の規定の整備を行うこと。

五 行政の関与

1 所轄庁は、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、改善のために必要な勧告をすることができるものとする。 (第五十六条第四項関係)

2 都道府県知事は、社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、統計等を作成し、公表に努めるとともに、厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民に迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。 (第五十九条の二第二項及び第五項関係)

3 厚生労働大臣は都道府県知事及び市長に対し、都道府県知事は市長に対し、社会福祉法人の指導及

び監督の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならないものとする
ること。（第五十九条の三関係）

4 その他所要の規定の整備を行うこと。

六 社会福祉事業に従事する者の確保等に関する基本指針の改正

社会福祉事業に従事する者の確保等に関する基本指針を、社会福祉事業その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業（以下「社会福祉事業等」という。）に従事する者の確保等に関する基本指針に改めること。（第八十九条関係）

七 離職した介護福祉士等の届出

社会福祉事業等に従事していた介護福祉士等の資格を有する者が離職した場合等には、都道府県福祉人材センターに住所、氏名等を届け出るよう努めなければならないものとする。こと。（第九十五条の三関係）

八 その他所要の改正を行うこと。

第三 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正

一 退職手当金の支給に要する費用に係る補助の見直し

障害者支援施設等の業務に従事する被共済職員に係る退職手当金の支給に要する費用を国の補助等の対象から除外すること。（第二条第一項から第三項まで及び第十八条関係）

二 被共済職員の退職手当金の支給乗率の改定

退職手当金の算定に係る支給乗率について、被共済職員期間が長期の場合の支給乗率を引き上げる等の措置を講ずること。（第八条及び第九条並びに附則第三項及び第四項関係）

三 被共済職員期間の合算が認められる期間の見直し

被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に被共済職員期間の合算が認められる期間を二年以内から三年以内とすること。（第十一条第八項関係）

第四 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正

平成二十八年度から平成三十年年度までに、高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者等であって、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができることとする。（附則第二条関係）

第五 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正

一 介護福祉士の資格取得方法に関する改正規定の施行の延期

大学に入学することができる者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士の養成施設」という。）において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの等について、介護福祉士となる資格を有する者から介護福祉士試験の受験資格を有する者に改める規定の施行期日を、平成二十八年四月一日から平成二十九年四月一日に変更すること。（附則第一条関係）

二 介護福祉士の資格取得に関する特例

1 平成二十九年度から平成三十三年度までの間に介護福祉士の養成施設を卒業した者については、当該卒業した日の属する年度の翌年度の四月一日から五年間、介護福祉士となる資格を有するものとする。 （附則第六条の二第一項関係）

2 1の者が受けた介護福祉士の登録は、その者が五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかったときは、効力を失うものとする。 （附則第六条の二第二項関係）

3 1の者が、卒業した日の属する年度の翌年度の四月一日から継続して五年間介護等の業務に従事し

た場合には、五年間経過後も引き続き介護福祉士となる資格を有するものとする。 (附則第六条の三関係)

4 1の者が、育児休業等をした場合には、1から3までの適用については、五年間に限り育児休業等をした期間を考慮するものとする。 (附則第六条の四関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

第六 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正

第五の二による介護福祉士に係る喀痰吸引等の規定については、平成二十八年度以前に介護福祉士の資格を有していた者と同様の取扱いとすること。 (附則第十三条第九項から第十一項まで関係)

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十九年四月一日から施行するものとする。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行することとする。 (附則第一条関係)

1 第五及び第六 公布の日

2 第二の一、三、四（1に限る。）、五（2を除く。）及び六、第三並びに第四 平成二十八年四月一日

二 検討

1 政府は、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後の各法律（以下「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 （附則第三十五条第一項

関係）

2 政府は、平成二十九年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関し、総合的な子ども子育て支援の実施の状況を勘案し、独立行政法人福祉医療機構に対する国の財政措置（保育所及び幼保連携型認定こども園の職員の退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る。）の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 （附則第三十五条第二項

関係）

三 経過措置等

1 一定規模以下の社会福祉法人は、施行日から起算して三年を経過するまでの間、評議員の定員を四人以上とすること。（附則第十条関係）

2 第三の施行の日の前に退職した者、同日前に障害者支援施設等の業務に従事していた者に係る所要の経過措置を定めること。（附則第二十六条から第二十九条まで関係）

3 1及び2のほか、この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。